

実踐編 第十回『村明細帳⑦』

〔村差出明細帳 宝曆十辰 月日
(小川家文書D-4-17)

内 男四百七拾人
女四百三拾六人

一馬八拾壱疋

但シ女馬并牛壱疋も無御座候

一名主給永六貫文

一組頭八人給分無御座候、古來カミ村並之伝馬諸役

除來り申候

一定使壱人給分錢九貫文余、但扶持切米共

一年寄壱人給分無御座候、古來カミ村並之伝馬諸役

除來申候

一江戸日本橋え八里

一川越御城下え六里

一当村カミ馬繼之場所

日野宿 府中宿 田無村 清戸村

所沢村 箱根崎村 羽村 其外近村々

「用語」

・永 えい … 金貨の補助計算単位。江戸時代の通貨は金、銀、銭がそれぞれ時価且つ四進法で複雑な為、金一両 \parallel 永一貫文と換算した。

・名主給 くみがしら … 名主の給料。村高に応じて大体の俸禄に規定があった。

・組頭 くみがしら … 名主の補佐役。

・伝馬 てんま … 宿場・宿駅などで人馬を提供する課役。小川村は青梅街道の石灰輸送のため宿駅として開発されたこともあります。入村者には馬の所持が条件となつた。

・定使 じょうつかい … 名主の下で村内や隣村に廻状を配達・伝達する人物。

・年寄 ねんき … 名主の補佐、または宿駅において問屋(宿駅の伝馬、人馬遞送、宿泊などを管理、采配した役人)を補佐。

・扶持切米 じじきせきまい … 傅禄の米。(または金銭。)

「解説」

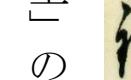
村明細第七回目は、村内の男女別人口、馬の飼育頭数、村役人の給与、近隣村への里数などが記載されています。小川村の開発理由の一つに青梅街道の伝馬継があつたため、入村者に馬の所有を義務付けていました。馬の所持率は享保頃まで増加傾向にあり、青梅街道を利用しての石灰輸送量の低下に伴い減少します。また、牝馬がいなかつたのは、雄馬の方が安価だつたことなどが考えられています。村役人の給与は各村により金額や諸役負担の免責事項に多少の差異があります。名主は免税や役料の給分が認

められいましたが、組頭と年寄は無給で伝馬諸役が免除されています。また、名主給と定使給の給与の貨幣単位は「貫」と共通する一方で、名主は「永」、定使が「錢」なので貨幣価値は異なります。（宝暦十年頃、金一両＝永一貫＝錢四千文前後）。この時代の身分格差が、支給される貨幣の種類にも如実に表れていたことが判ります。

次に文字を見ていきましょう。

「給」の糸偏、旁ともに崩れていて難解です。「糸偏」は「子偏」や「肉づき」、「弓偏」の

くずし方にも酷似しています。「頭」も難解ですが、この形が典型なのでこのまま覚えましょう。「おおがい」は「頭」の他、「頃」や「頃」などがあり頻出します。

「願」などがあり頻出します。「錢」は『村明細③』でも登場しました。「金偏」がくずされ「主」の様に見えるのが特徴です。「傳」

は「伝」の旧字体です。旁が前回の『村明細⑥』で解説した

「高」や「馬」にも似ています。迷う時は偏や文脈から判断しますよ。傳「城」の旁は「成」の基本的な崩しですが、「來」に類似して記す

場合もあります。

参考文献

『小平市史／近世編』小平市史編纂委員会

『古文書を読む・必携』NHK学園